

# 産業廃棄物処理業者の皆様へ融資制度のご案内

産業廃棄物の処理関連施設等を整備するために必要な資金調達について、日本政策金融公庫の融資制度をご利用頂くことができます。

**なお、優良産廃処理事業者又は無害化処理認定事業者へは、一部の施設について金利の優遇措置があります。**

融資制度：環境・エネルギー対策資金 ([https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15\\_kankyoutaisaku\\_t.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html))

対象施設	対象施設の例
<p>産業廃棄物の処理関連施設</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産業廃棄物を焼却、脱水、乾燥、圧縮、分離、破碎、中和、無害化、安定化、もしくは生物化学的方法により処理するもの（焼却をするものであって熱回収の機能を有するものを含む。）。</li> <li>2. 産業廃棄物の処理の用に供するものであって、次に掲げるもの。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 分別、収集、貯留の用に供する施設</li> <li>(2) 最終処分用のに供する施設                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 埋立地及びこれに附属する施設</li> <li>(ロ) 埋立地の地ならし等に適するグラブザー、その他の機械設備</li> </ol> </li> <li>(3) 測定分析装置</li> </ol> </li> </ol>
<p>廃棄物の排出を抑制するために必要な関連施設</p>	<p>製品の長寿命化・省資源化等や製造工程の省資源化の取組を通じて、廃棄物の排出を抑制するための修理、軽量化等に供する施設に限る。</p>
<p>廃棄物、使用済み物品等もしくは生産活動に伴う副産物を原材料として利用するために必要な関連施設</p>	<p>廃棄物、使用済み物品等もしくは生産活動に伴う副産物を、分解等の方法により再生し、原材料として利用するものに限る。</p>

等

\*1使用道、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、利率は金融情勢によって変動しますのでお借入金利(固定)は、HP記載の利率とは異なる場合がございます。  
\*2審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。

お問い合わせ先：(融資のご相談) 日本政策金融公庫の事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 (平日9時～17時)  
(制度の管轄) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課